

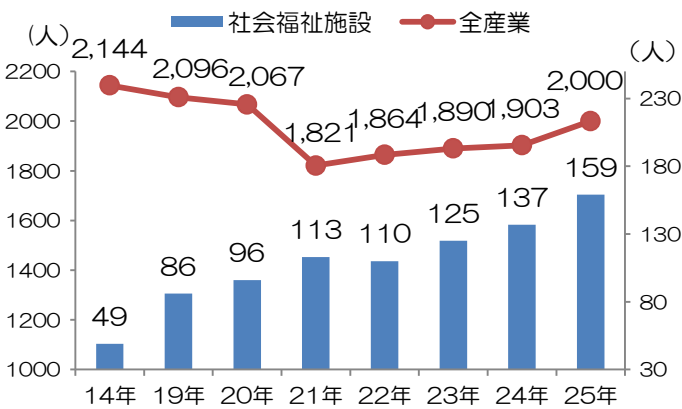
危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～



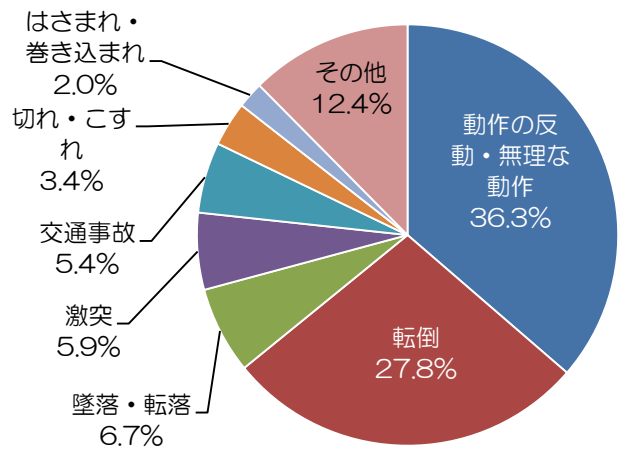
社会福祉施設で働く人のうち、毎年100人以上が労働災害にあっています。しかも、その数は年々増加しています。死傷者の多くは、介護中の腰痛等（「動作の反動・無理な動作」）、通路等での「転倒」、階段や設備等からの「墜落・転落」等により被災しています。特に、腰痛症は、全産業の4分の1が社会福祉施設で発生しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(社会福祉施設)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!



基本は4S・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」

腰痛予防

1. 入所者等を抱え上げたりする場合は、複数人で行いましょう。
2. 入所者等を起こしたりするときは、できるだけ身体に近づけましょう。
3. 食事介護などでは、身体をひねらずに正面を向いて行いましょう。
4. リフトなどの福祉機器を活用しましょう。
(「中小企業労働環境向上助成金(介護福祉機器等助成)」制度が活用できます。
申請先：長野労働局職業安定部)
5. 介護等の前には、腰痛予防体操を行いましょ。



転倒災害、転落災害防止

1. 通路には物を置かないようにしましょう。
2. 通路等は、滑りにくい材質のものにしましょう。
3. 通路等のくぼみ、段差をなくしましょう。
4. 通路等の水濡れは、すぐにふき取りましょう。
5. 履物は、滑りにくく安定したものを履きましょう。
6. 床の端には手すりを設けましょう。
7. 階段には手すりや滑り止めを設けましょう。
8. 踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
9. 椅子を踏み台代わりに使わないようにしましょう。
10. ポケットに手をいれたまま、歩いたり走ったりしないようにしましょう(ポケ手禁止)。

社会福祉施設の基本的な安全衛生管理

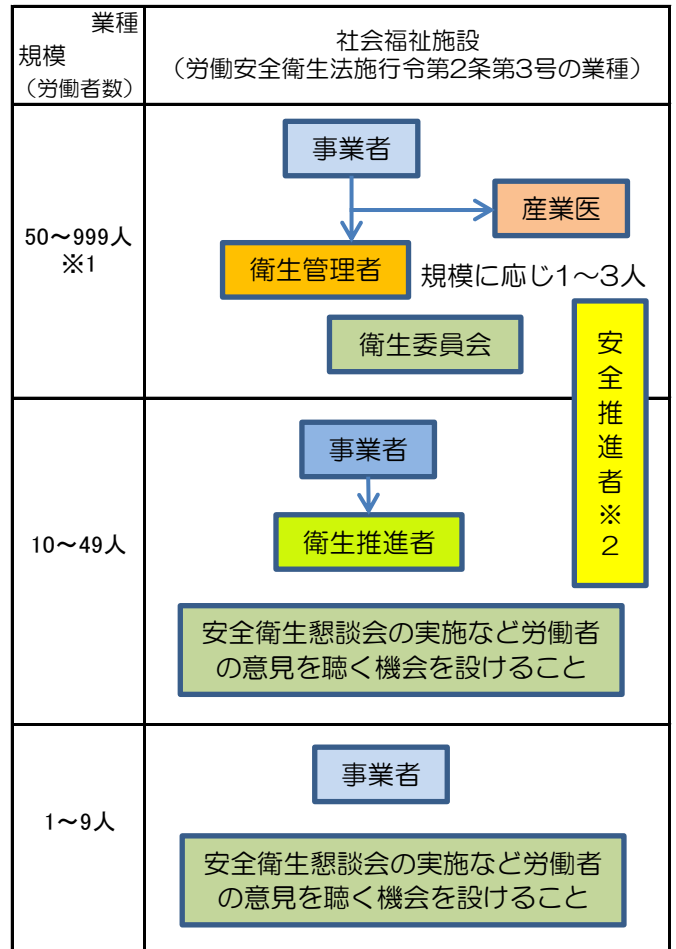
社会福祉施設で必要な安全衛生管理体制

- 各種管理者等を選任しましょう。
 - (1) 衛生管理者：労働者数50人以上
 - (2) 産業医：労働者数50人以上
 - (3) 衛生推進者：労働者数10人以上50人未満
 - (4) 安全推進者：労働者数10人以上（※2「安全推進者の配置等に係るガイドライン」による）
- 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。
 - (1) 衛生委員会：労働者数50人以上
 - (2) 安全衛生懇談会等：(1)以外の事業場
 - (3) 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

社会福祉施設での具体的な安全衛生対策の取組

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2) 職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底しましょう。
- (3) 危険予知（KY）活動などにより、労働者の危険感受性を高めましょう。
- (4) 転倒災害を防止するため、階段、通路等は、滑りにくい材質のものに改善し、手すりを取り付けましょう。
- (5) 通路等の段差はなくす、又はできるだけスロープにし、色別表示で注意を喚起しましょう。
- (6) 履物は滑りにくく、安定したものを使用しましょう。
- (7) 墜落・転落災害を防止するため、はしごや踏み台の安全な使用を徹底しましょう。
- (8) 腰痛予防のため、介護中は、無理な姿勢で入所者を扱わないようにしましょう（「腰痛予防指針」参照）。

事業場規模別安全衛生管理体制



※1 1,000人以上の事業場では、これらに加え総括安全衛生管理者を選任する必要があります。
 ※2 常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を選任しましょう。（平成26年3月に「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定されました。）

健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょう。深夜業などに従事させる労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょう。
- (2) 健康診断の結果は、本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等から意見を聴き、就業上の措置を決定しましょう。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょう。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょう。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページからダウンロードできます。）。

- ◆ [「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・4S活動・KY活動～」](#)
- ◆ [「社会福祉施設における労働災害防止のために～転倒、転落災害を防ぎましょう～」](#)
- ◆ [「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」](#)
- ◆ [「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～」](#)
- ◆ [「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」](#)

